

神戸市消防用設備等技術基準の改正についての概要

1 趣旨

近年、大規模化・複雑化した建築物が増加傾向にある中、従来の基準では対応が困難な事案が増えつつあります。

神戸市消防局では、こうした社会情勢の変化等に柔軟に対応し、消防用設備等の審査に係る合理性を高めるとともに、さらなる建築物の防火性能の向上が図られるよう、神戸市消防用設備等技術基準を改正します。

2 主な改正の概要

(1) 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1(1)項として取り扱っていたレンタルルーム（貸会議室、ワークスペース、音楽スタジオ等）のうち、個室、半個室等で定期的にワークデスク等が置かれているもの等、集会等の利用が想定されないものは、同表(15)項として取り扱う。

(2) 消防用設備等の設置単位

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第8条の改正に伴い、耐火構造の壁、消火配管の貫通及びその他別棟の要件等を整理及び変更した。また、関連項目として地下道と建築物の地下室との接続を、緩衝帯空間を介した接続の基準を満たせば、別棟として取り扱う旨を明確にした。

(3) 無窓階の取扱い

有効な開口部の取扱いとして、破壊困難なC Pマーク付きの開口部は認められない旨を明文化した。

(4) 二方向避難経路の確保について

神戸市火災予防条例第49条に定める「二方向避難経路の確保」と同等の効果がある方策について、建物関係者が選択できるよう神戸市火災予防条例の改正を予定している（令和7年第1回定例会市会に提出）。神戸市火災予防条例の改正が原案どおり可決された場合、当該方策に係る技術上の基準等を規定するため消防告示を制定する予定であり、これらの運用基準を定めた。

(5) その他

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴う整理、その他所要の整理を行った。別添改正項目を参照。

3 運用開始予定日

令和7年4月1日